

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
日常の生活上では、「歩行」は何かにつかまってもできないが、リハビリの歩行訓練時には、平行棒の間をつかまりながら、5 m程度は歩行できている。	「2.何かにつかまればできる」	「3.できない」を選択する。 リハビリの歩行訓練時には、平行棒の間を5 m程度歩行できていてもリハビリの訓練中は一般的には日頃の状況ではないと判断する。
心肺機能の低下等により、室内を歩くだけで呼吸困難等を起こすため、途中で座り込み休憩しつつ、何かにつかまれば5 m歩くことができる。	「2.何かにつかまればできる」	「3.できない」を選択する。 途中で座り込み休憩しないと連続して5 m歩くことができない場合は、「3.できない」を選択する。
自分の膝に手を置いて、ゆっくり歩き、5 m歩行するのを確認した。	「2.何かにつかまればできる」	「1. できる」を選択する。 自分の身体につかまることができる場合は、「1.できる」を選択する。

**第1群****1-8 立ち上がり（能力）****1-8  
立ち上がり**

評価軸：①能力

1. つかまらないでできる
2. 何かにつかまればできる
3. できない

**(1) 調査項目の定義**

「立ち上がり」の能力を評価する項目である。

ここでいう「立ち上がり」とは、いすやベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる行為を行う際に（床からの立ち上がりは含まない）、ベッド柵や手すり、壁等につかまらないで立ち上がることができるかどうかの能力である。

膝がほぼ直角に屈曲している状態からの立ち上がりができるかどうかで選択する。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容で選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. つかまらないでできる」**

- ・いす、ベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる際に、ベッド柵、手すり、壁等何にもつかまらないで、立ち上がる行為ができる場合をいう。

**「2. 何かにつかまればできる」**

- ・ベッド柵、手すり、壁等自分の身体以外につかまれば立ち上がる行為ができる場合をいう。介護者の手で引き上げられる状況ではなく、支えがあれば基本的に自分で立ち上がることができる場合も含まれる。

**「3. できない」**

- ・自分ではまったく立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

寝た状態から座位に至るまでの行為は含まない。

昼上の生活で、いすに座る機会がない場合は、洋式トイレ、ポータブルトイレ使用時や、受診時の待合室での状況等の状態で選択する。

## ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

調査時には、ベッドサイドに取り付けられた移乗バーにつかまれば自力で「立ち上がり」ができたため、「2.何かにつかまればできる」を選択する。

## ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

畳上の生活で椅子に座る機会がなく、自宅には椅子もないとのことで、調査対象者に実際に行ってもらえなかった。利用しているデイサービスと、受診時の待合室での状況から、「2.何かにつかまればできる」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
自分の膝に手をついて、上肢に力を入れて立ち上がる。	「2.何かにつかまればできる」	「1.できる」を選択する。 自分の身体にのみつかまって立ち上がることができれば、「1.できる」を選択する。
椅子の座面に手をついて、上肢に力をいれて立ち上がる。	「2.何かにつかまればできる」	「1.できる」を選択する。 立ち上がる際に、手は座面から離れることから、「1.できる」を選択する。

**第1群****1-9 片足での立位（能力）****1-9  
片足での立位**

評価軸：①能力

1. 支えなしでできる
2. 何か支えがあればできる
3. できない

**(1) 調査項目の定義**

「片足での立位」の能力を評価する項目である。

ここでいう「片足での立位」とは、立ち上がるまでに介助が必要か否かにかかわらず、平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま立位を保持する（平衡を保てる）ことができるかどうかの能力である。

平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま1秒間程度、立位を保持できるかどうかで選択する。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容で選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 支えなしでできる」**

- ・何もつかまらないうで、いずれか一側の足で立っていることができる場合をいう。

**「2. 何か支えがあればできる」**

- ・壁や手すり、いすの背など、何かにつかまるといづれか一側の足で立っていることができる場合をいう。

**「3. できない」**

- ・自分では片足が上げられない、自分の手で支えるのではなく、介護者によって支えられた状態でなければ片足を上げられない、あるいは、どのような状況であってもまったく片足で立っていることができない場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

立ち上がるまでの能力については含まない。

**① 調査対象者に実際に行ってもらった場合**

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

家族は、片足での立位はできないといていたが、試行したところ、できたため「1.支えなしでできる」を選択する。

## ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

調査時、体調不良とのことで、実際に行ってもらえなかった。家族の話では、手すりにつかまっても浴槽の出入りや階段の上り下りができないとのこと。何かにつかまっても自力で「片足での立位」はできないだろうということで、「3.できない」を選択する。

## ③ 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

### (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
視力障害者が、転倒等の不安から杖を持っている。体重を支えるために杖を用いることなく立位保持が可能である。	「2.何か支えがあればできる」	「1.支えなしでできる」と選択する。 杖を持っているが、支えとして全く使用していないため「1.支えなしでできる」と選択する。

**第1群****1-10 洗身（介助の方法）**

<b>1-10 洗身</b>	評価軸：②介助の方法
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介助されていない</li> <li>2. 一部介助</li> <li>3. 全介助</li> <li>4. 行っていない</li> </ol>

**(1) 調査項目の定義**

「洗身」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「洗身」とは、浴室内（洗い場や浴槽内）で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗うことをいう。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 介助されていない」**

- ・一連の「洗身」（浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗うこと）の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 一部介助」**

- ・介護者が石鹸等を付けて、体の一部を洗う等の場合をいう。
- ・見守り等が行なわれている場合も含まれる。

**「3. 全介助」**

- ・一連の「洗身」（浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗うこと）の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・本人に手の届くところを「洗身」してもらった後、本人が「洗身」した個所も含めて、介護者が全てを「洗身」しなおしている場合は、「3.全介助」を選択する。

**「4. 行っていない」**

- ・日常的に「洗身」を行っていない場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

入浴環境は問わない。

洗髪行為は含まない。

入浴行為は、この項目には含まない。

清拭のみが行われている場合は、本人が行っているか介助者が行っているかに関わらず、「4.行っていない」を選択する。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

日によって入浴の方法・形態が異なる場合も含めて、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

重度の認知症があり、少し腕をタオルでなでるが、すぐに意欲がなくなり、全く自分では「洗身」をしなくなる。介護者が全身を「洗身」をしておしているため「3.全介助」を選択する

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

#### ◆特記事項の例◆

自宅の浴室の住宅改修及び福祉用具等を整備しており、洗いやし洗身ブラシの自助具も利用して、自力で介助なしで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。

### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

日常的に、洗身を行っていない場合は、「4.行っていない」を選択し、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

身体的な理由ではなく、本人の意思により、自分で濡れタオルで身体を拭いている（清拭）だけで、入浴（洗身）を拒否しているため、「4.行っていない」を選択する。

### ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

独居で、介護者がおらず、本人の話では入浴は問題なく行っているとのことであるが、肩関節に強い拘縮があること、体臭からも、介助が必要と考え「2.一部介助」を選択する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、時間をかければ自力で「洗身」が可能であると思われ、一部は自分で洗っているが、十分な清潔保持等の理由から、介護職員が全身を洗い直しているため、「3.全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
本人に手の届くところを「洗身」してもらい、念入りに洗身するためにもう一度、本人が洗身した個所も含めて介護者が全てをやり直している。	「2.一部介助」	「3.全介助」を選択する。 本人が手の届くところは「洗身」していても、念入りに洗身するためにもう一度、本人が洗身した個所も含めて介護者が全てを「洗身」し直している場合は、「3.全介助」を選択する。



**第1群****1-11 つめ切り（介助の方法）****1-11  
つめ切り**

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「つめ切り」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「つめ切り」とは、「つめ切り」の一連の行為のことで、「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等を含む。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 介助されていない」**

- ・「つめ切り」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 一部介助」**

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・つめ切りに見守りや確認が行われている場合を含む。
- ・左右どちらか片方の手のつめのみ切れる、手のつめはできるが足のつめはできない等で一部介助が発生している場合も含む。

**「3. 全介助」**

- ・一連の行為すべてに介助が行われている場合をいう。
- ・介護者が、本人が行った箇所を含めてすべてやりなおす場合も含む。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

切ったつめを捨てる以外の、つめを切った場所の掃除等は含まない。

**① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合**

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合**

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

**◆特記事項の例◆**

一般の「つめ切り」の道具では自力では困難であるが、自助具の切りやすいつめ切りと、つめやすりを使用しており、自力で介助なしで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。

**③ 調査対象の行為自体が発生しない場合**

四肢の全指を切断している等、つめがない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。

**◆特記事項の例◆**

四肢の全指を切断しており、つめがないため、「1.介助されていない」を選択する。

**④ 常時、介助を提供する者がいない場合**

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**◆特記事項の例◆**

独居で、介護者がなく、本人の話によると介助なしに問題なくできているとのことであるが、調査時に見た状況では、手はできているが、足は十分にできていない様子であるため「2.一部介助」を選択する。

**⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合**

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。時間をかければ介助なしで可能と考えられるが、介護者が常に全ての介助を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

本人の能力はあると思われるが入院・入所や介護者の状況等によって、介助が発生していると考えられる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**◆特記事項の例◆**

ビーズのアクセサリ作りを楽しむなど、自力で「つめ切り」を行う能力はあると思われるが、十分な清潔保持のためと、施設の介護業務の関係から、「つめ切り」の介助が行われているため、「3.全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
寝たきりであり、能力は全くないと考えられるが、四肢の全指を切断しており、切るつめがない。	「3.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。 「つめ切り」を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。
片麻痺があり左の片方の手のつめは切れるので、右の片方の手の「つめ切り」のみ介助が行われている。	「3.全介助」	「2.一部介助」を選択する。 左右どちらか片方の手のつめのみ切っていたり、手のつめは自分で切っているが足のつめはできない等でつめ切りの介助が発生している場合は、「2.一部介助」を選択する。

第1群	1-12 視力（能力）
-----	-------------

1-12 視力	評価軸：①能力
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通（日常生活に支障がない）</li> <li>2. 約1 m離れた視力確認表の図が見える</li> <li>3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える</li> <li>4. ほとんど見えない</li> <li>5. 見えているのか判断不能</li> </ol>

**(1) 調査項目の定義**

「視力」（能力）を評価する項目である。  
 ここでいう「視力」とは、見えるかどうかの能力である。  
 認定調査員が実際に視力確認表の図を調査対象者に見せて、視力を評価する。

**(2) 選択肢の選択基準**

「1. 普通（日常生活に支障がない）」
・新聞、雑誌などの字が見え、日常生活に支障がない程度の視力を有している場合をいう。

「2. 約1 m離れた視力確認表の図が見える」
・新聞、雑誌などの字は見えないが、約1 m離れた視力確認表の図が見える場合をいう。

「3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える」
・約1 m離れた視力確認表の図は見えないが、目の前に置けば見える場合をいう。

「4. ほとんど見えない」
・目の前に置いた視力確認表の図が見えない場合をいう。

「5. 見えているのか判断不能」
・認知症等で意思疎通ができず、見えているのか判断できない場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

見えるかどうかを選択するには、会話のみでなく、手話、筆談等や、調査対象者の身振りに基づいて視力を確認する。

見たものについての理解等の知的能力を問う項目ではない。

部屋の明るさは、部屋の電気をつけた上で、利用可能であれば読書灯などの補助照明器具を使用し十分な明るさを確保する。

視野狭窄等の視覚に関する障害については、「特記事項」に記載する。

視野狭窄がある場合、視力確認表の図を調査対象者が見える範囲に置いて視力を評価する。

眼鏡・コンタクトレンズ等を使用している場合は、使用している状況で選択する。

### ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

実際に確認し、「2.約1m離れた視力確認表の図が見える」を選択する。しかし、強度の視野狭窄があり、誰かが付き添わなければ外出ができず、通院時（1/週）には同居の娘が付き添っている。

### ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

認知症等で意思疎通ができず、見えているのか分からないため、「5.見えているのか判断不能」を選択する。

### ③ 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

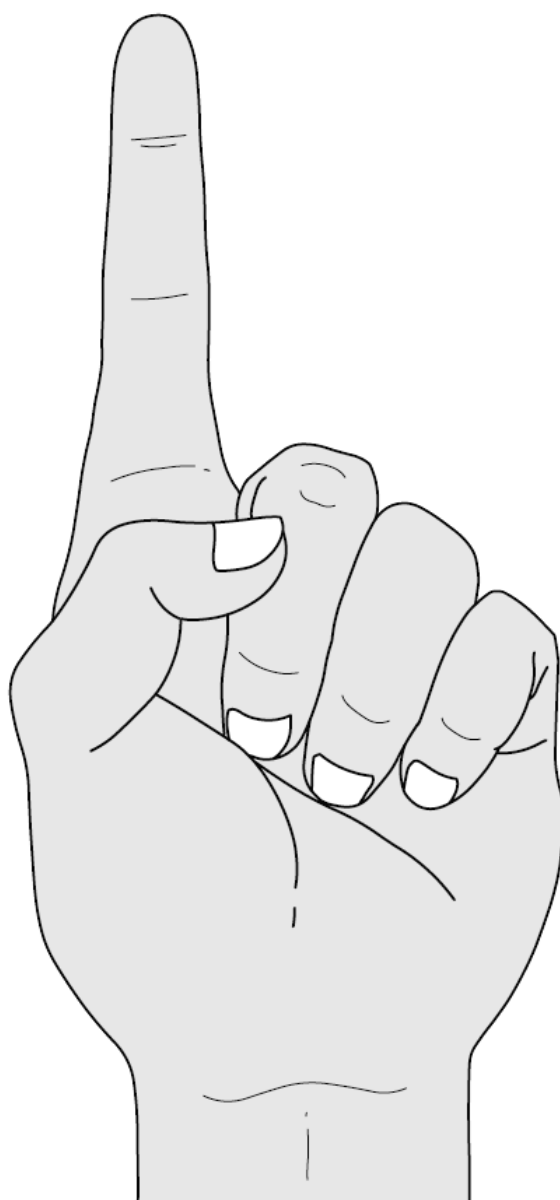
#### ◆特記事項の例◆

実際に確認して「2.約1m離れた視力確認表の図が見える」を選択する。しかし、強度の視力矯正の眼鏡を使用しており、その眼鏡がなければ、ほとんど見えないため、外出もできないとのこと。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
視力確認表の図を調査対象者が見える範囲に置いて確認すると「2.約1 m離れた視力確認表の図が見える」となったが、強度の視野狭窄があり、外出ができない等の日常生活での支障があり、約1 m離れた距離でも、視野から少しでも外れると全く見えない。	「4.ほとんど見えない」	「2.約1 m離れた視力確認表の図が見える」を選択する。 視野狭窄がある場合、視力確認表の図を調査対象者が見える範囲に置いて視力を評価する。

視力確認表



**第1群****1-13 聴力（能力）****1-13  
聴力**

評価軸：①能力

1. 普通
2. 普通の声がやっと聞き取れる
3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる
4. ほとんど聞こえない
5. 聞こえているのか判断不能

**(1) 調査項目の定義**

「聴力」（能力）を評価する項目である。  
ここでいう「聴力」とは、聞こえるかどうかの能力である。  
認定調査員が実際に確認して評価する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 普通」**

- ・日常生活における会話において支障がなく、普通に聞き取れる場合をいう。

**「2. 普通の声がやっと聞き取れる」**

- ・普通の声で話すと聞き取りにくく、聞き間違えたりする場合をいう。

**「3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる」**

- ・耳元で大きな声で話したり、耳元で大きな物音を立てると何とか聞こえる、あるいは、かなり大きな声や音でないと聞こえない場合をいう。

**「4. ほとんど聞こえない」**

- ・ほとんど聞こえないことが確認できる場合をいう。

**「5. 聞こえているのか判断不能」**

- ・認知症等で意思疎通ができず、聞こえているのか判断できない場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

聞こえるかどうかは、会話のみでなく、調査対象者の身振り等も含めて評価する。  
普通に話しかけても聞こえない調査対象者に対しては、耳元で大きな声で話す、音を出して反応を確かめる等の方法に基づいて聴力を評価する。



耳で聞いた内容を理解しているかどうか等の知的能力を問うものではない。  
 日常的に補聴器等を使用している場合は、使用している状況で評価する。  
 失語症や構音障害があっても、声や音が聞こえているかどうかで評価する。  
 調査の妨げとなるような大きな雑音がある場所での調査は避ける。

### ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

失語があり、通常の会話ができないため、調査時の問いかけに対する身振り等の状況で、「3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる」を選択する。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で評価する。

#### ◆特記事項の例◆

調査時には補聴器を使用した状況で、会話の受け答えから、「2. 普通の声がやっと聞こえる」を選択するが、かなりゆっくりと話したり、分かりやすい言葉がやっと聞こえる程度である。同居の妻は話が通じなくストレスがたまると訴えるが、今のところ具体的な支障は発生していない。

### (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
認知症で意思疎通が難しく、会話は通じないが、耳元で大きな物音を立てると、身振り等の様子で何とか聞こえていると思われる。	「5. 聞こえているのか判断不能」	「3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる」を選択する。 聞こえるかどうかを選択するには、会話のみでなく、調査対象者の身振り等に基づいて聴力を確認する。

第2群	生活機能
-----	------

第2群	生活機能
-----	------

「第2群 生活機能」は、移乗、食事摂取、洗顔等の日常生活動作の機能や、外出頻度の生活活動に関して調査を行う項目の群（グループ）である。

評価軸は3軸あるが、能力を評価するのは、えん下のみである。

有無を評価するのは、外出頻度だけであり、これ以外は、すべて介助を評価軸とすることから、2群の評価は、介助の実態を評価した項目群と考えられる。

		評価軸			調査内容				
		①能力	②介助	③有無	①ADL・起居動作	②認知	③行動	④社会生活	⑤医療
生活機能	「2-1 移乗」		○		○				
	「2-2 移動」		○		○				
	「2-3 えん下」	○			○				
	「2-4 食事摂取」		○		○				
	「2-5 排尿」		○		○				
	「2-6 排便」		○		○				
	「2-7 口腔清潔」		○		○				
	「2-8 洗顔」		○		○				
	「2-9 整髪」		○		○				
	「2-10 上衣の着脱」		○		○				
	「2-11 スポン等の着脱」		○		○				
	「2-12 外出頻度」			○				○	

## 第2群

### 2-1 移乗（介助の方法）

#### 2-1 移乗

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

#### (1) 調査項目の定義

「移乗」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「移乗」とは、「ベッドから車いす（いす）へ」「車いすからいすへ」「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす（いす）からポータブルトイレへ」「畳からいすへ」「畳からポータブルトイレへ」「ベッドからストレッチャーへ」等、でん部を移動させ、いす等へ乗り移ることである。

清拭・じょくそう予防等を目的とした体位交換、シーツ交換の際に、臀部を動かす行為も移乗に含まれる。

#### (2) 選択肢の選択基準

##### 「1. 介助されていない」

- ・「移乗」の介助が行われていない場合をいう。

##### 「2. 見守り等」

- ・「移乗」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要となる行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。
- ・また、ベッドから車いすに移乗する際、介護者が本人の身体に直接接触せず、安全に乗り移れるよう、動作に併せて車いすをお尻の下にさしいている場合は、「2.見守り等」を選択する。

##### 「3. 一部介助」

- ・自力では移乗ができないために、介護者が手を添える、体を支えるなどの「移乗」の行為の一部に介助が行われている場合をいう。

##### 「4. 全介助」

- ・自分では移乗ができないために、介護者が抱える、運ぶ等の「移乗」の介助の全てが行われている場合をいう。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

#### ◆特記事項の例◆

重度の寝たきりであるため、じょくそう防止のために介護者が体位交換の際に臀部を動かし、移乗動作をおこなっていることから「全介助」を選択する。

義足や装具、歩行器等の準備は介助の内容には含まない。

在宅で畳中心の生活であり、いすを使用していない場合で、両手をついて腰を浮かせる行為自体だけでは該当しない。

#### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

通常は自力で介助なしで行っているが、起床時のみ、ベッドから車いすへ介護者が身体を支える介助を行っている。より頻回に見られる状況から「1.介助されていない」を選択する。

#### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

#### ◆特記事項の例◆

ベッドサイドの両脇に取り付けられた2本の移乗バーを使用して自力で介助なしで行っており「1.介助されていない」を選択する。

#### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

清拭・じょくそう予防等を目的とした体位交換を含む移乗の機会がないことは、実際には考えにくいですが、寝たきり状態などで、「移乗」の機会が全くない場合は「1.介助されていない」を選択する。明らかに介助が不足していると判断される場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

重度の寝たきりであり、一週間以上に渡り、「移乗」の機会が全くないため、「1.介助されていない」を選択するが、腰にじょくそうができています。介助の必要性があると考えられる。

#### ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

独居で、「移乗」の際にいすやポータブルトイレから転倒（転げ落ちている）し、足にアザが確認できることから、「移乗」の際の見守りが必要と考えられるため、「2.見守り等」を選択する。

⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

日中は、ベッドから車いすへの「移乗」も自力で介助なしで行っているが、夜間のみ、ポータブルトイレを使用しており、転倒防止等の理由から、介護者である夫が手を添えて、体を支える介助を行っている。夜間排尿のたび（2/日）に夫も起きて介助する。より頻回に見られる状況から「1.介助されていない」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
車いすなどへの移乗が行われていない。ただし、体位交換等の臀部を動かす移乗行為は行われている。	「1. 介助されていない」	「4.全介助」を選択する。 体位交換、シーツ交換の際に、臀部を動かす行為も移乗に含まれる。

**第2群****2-2 移動（介助の方法）****2-2  
移動**

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「移動」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「移動」とは、「日常生活」において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動にあたって、見守りや介助が行われているかどうかで選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 介助されていない」**

- ・「移動」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 見守り等」**

- ・「移動」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

**「3. 一部介助」**

- ・自力では、必要な場所への「移動」ができないために、介護者が手を添える、体幹を支える、段差で車椅子を押す等の「移動」の行為の一部に介助が行われている場合をいう。

**「4. 全介助」**

- ・自力では、必要な場所への「移動」ができないために、「移動」の行為の全てに介助が行われている場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

移動の手段は問わない。

義足や装具等を装着している場合や、車いす・歩行器などを使用している場合は、その状況に基づいて評価する。

車いす等を使用している場合は、車いす等に移乗したあとの移動について選択する。

外出行為に関しては、含まない。

◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、場所の理解ができず、排泄、食堂、入浴等、生活のすべての場面で手を引いて案内する必要があるため、「2. 一部介助」を選択する。週2回、手引きをしても抵抗し、なだめるまでに10分程度かかることが発生しており手間がかかっている。

◆特記事項の例◆

自宅内は杖を使用して自力で介助なしで「移動」を行っているため「1.介助されていない」を選択する。しかし、通院時（1/週）に外出する際には、車いすを押してもらう。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

居室の隣にあるトイレまでの「移動」（5回程/日）など、通常は自力で介助なしで行っているが、食堂（3回/日）及び浴室（週数回）への車いすでの「移動」は、介助が行われている。より頻回の状況から「1.介助されていない」を選択する。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。義足や装具等を装着している場合や、車いす・歩行器などを使用している場合は、その状況に基づいて選択する。

車いす等を使用している場合は、車いす等に移乗したあとの移動について選択する。

◆特記事項の例◆

自宅内では、通常型車いすで介助が行われているため、「4.全介助」を選択する。ただし、外出（4/週）は、電動車いすを使用しているため、自力で介助なしで行っている。

### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

浴場への移動など移動の機会がない場合は、多くはないと考えられるが、寝たきり状態などで、「移動」の機会が全くない場合は、「1.介助されていない」を選択する。明らかに介助が不足していると判断される場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。

◆特記事項の例◆

重度の寝たきり状態であり、一週間以上に渡り「移動」の機会が全くないため、「1.介助されていない」を選択するが、腰にじょくそうができています。介助の必要性があると考えられる。

## ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、「移動」の際には、常に介護職員によって手引きの介助を受けるため、「3.一部介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
医学的な理由から、入浴も禁止の重度の寝たきり状態であり、「移動」の機会が全くない状況である。	「4.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。中心静脈栄養等で、入浴も禁止の重度の寝たきり状態であり、「移動」の機会が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。特記事項に医学的理由から入浴も禁止の重度の寝たきり状態である旨を記載する。



**第2群****2-3 えん下（能力）**

<b>2-3 えん下</b>	評価軸：①能力
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. できる</li> <li>2. 見守り等</li> <li>3. できない</li> </ol>

**(1) 調査項目の定義**

「えん下」の能力を評価する項目である。

ここでいう「えん下」とは、食物を経口より摂取する際の「えん下」（飲み込むこと）の能力である。

能力の項目であるが、必ずしも試行する必要はない。頻回に見られる状況や日頃の状況について、調査対象者や介護者からの聞き取りで選択してもよい。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. できる」**

- ・えん下することに問題がなく、自然に飲み込める場合をいう。

**「2. 見守り等」**

- ・「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合をいう。必ずしも見守りが行われている必要はない。

**「3. できない」**

- ・えん下ができない場合、または誤えん（飲み込みが上手にできず肺などに食物等が落ち込む状態）の恐れがあるため経管栄養（胃ろうを含む）や中心静脈栄養（IVH）等が行われている場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

咀嚼（噛むこと）や口腔内の状況の評価するものではない。

食物を口に運ぶ行為については、「2-4 食事摂取」で評価する。

試行せずに選択する場合、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

また、固形物か、液体かどうか等、食物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食等）によって異なる場合も、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に

記載する。

入院・入所後は、トロミ食のみを摂取しているため、居宅での生活時とは異なり、飲み込みに支障がなくなった場合は、現在の入院・入所後の状況で選択する。

◆特記事項の例◆

居宅では普通食のため喉に詰まらせることがあり見守っていたが、入院・入所後は、トロミ食のみのため、飲み込みに支障がなくなり「1.できる」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
普通食ではむせるが、毎食時、トロミをつけているため、むせずに自然に飲み込めており、見守りは行っていない。	「3.できない」	「1.できる」を選択。 固形物か、液体かどうか等、食物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食等）によって異なる場合は日頃の状況で、飲み込みができるかどうかを選択する。

2-4  
食事摂取

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

## (1) 調査項目の定義

「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「食事摂取」とは、食物を摂取する一連の行為のことである。

通常の経口摂取の場合は、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のことである。また、食事摂取の介助には、経管栄養の際の注入手法も含まれる（ただし中心静脈栄養のみ実施され、経管、経口の栄養摂取がない場合、食物の摂取と捉えないため、「1.介助されていない」とする）。

## (2) 選択肢の選択基準

## 「1. 介助されていない」

- ・「食事摂取」の介助が行われていない場合をいう。

## 「2. 見守り等」

- ・「食事摂取」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、行為の「確認」「指示」「声かけ」「皿の置き換え」等のことである。

## 「3. 一部介助」

- ・「食事摂取」の行為の一部のみに介助が行われている場合をいう。
- ・ただし、この「一部」については、時間の長短は問わない。
- ・また、1回ごとの食事における一連の行為中の「一部」のことであり、朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合は、後述の「(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例」にしたがって選択する。

## 「4. 全介助」

- ・「食事摂取」の介助の全てが行われている場合をいう。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

食事の量、適切さを評価する項目ではなく、「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

食物の摂取ではないため中心静脈栄養は含まない。

調理（厨房・台所でのきざみ食、ミキサー食の準備等）、配膳、後片づけ、食べこぼしの掃除等は含まない。

小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等（厨房・食卓は問わない）、食べやすくするための介助は含まないが、こうした介助行為については頻度と併せて特記事項に記載する。

エプロンをかける、椅子に座らせる等は含まない。

#### ◆特記事項の例◆

食事摂取についての介助は行われていないため「介助されていない」を選択する。ただし、飲み込みが悪いため、事前に食べ物を小さく切ってもらっている（3回/日）。

#### ◆特記事項の例◆

毎食介助者が経管栄養にて栄養剤を注入しているため「4.全介助」を選択する。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

通常は介助なしで行っている。毎日朝食の際は、最初の数口は、介助者が口まで食事を運んでいる。頻度から「1. 介助されていない」を選択。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

#### ◆特記事項の例◆

自力で自助具を使用する。「1. 介助されていない」を選択。

### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

経口摂取が禁じられており、中心静脈栄養のみを行っている場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択し、中心静脈栄養により、栄養摂取をしている旨を特記事項に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

中心静脈栄養のみで食事摂取についての介助が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。

## ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。施設入所者で食事摂取について機能的には自立していると考えられるが、他の入所者の食事まで食べてしまうため、常時見守り等が行われている場合は、「2.見守り等」を選択する。

しかし、入院・入所等で、食堂で集団で食事する時には必ず介護職員等が付き添うこととなっているなど、いわゆる「全体的に目配りをしている状況」の場合は、「2.見守り等」には該当しない。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

本人が自力で行うと時間がかかるので、介護者である妻が全て介助しており、「4.全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
中心静脈栄養のみで、経口での食事は全く摂っていない。	「4.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。 経口摂取が禁じられており、中心静脈栄養のみを行っており、経口摂取を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択し、特記事項に中心静脈栄養である旨を記載する。

**第2群****2-5 排尿（介助の方法）****2-5  
排尿**

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「排尿」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「排尿」とは、「排尿動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、尿器への排尿）」「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿直後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換」「抜去したカテーテルの後始末」の一連の行為のことである。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 介助されていない」**

- ・「排尿」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 見守り等」**

- ・「排尿」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要となる行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

**「3. 一部介助」**

- ・「排尿」の一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。

**「4. 全介助」**

- ・調査対象者の「排尿」の介助の全てが行われている場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

尿意の有無は問わない。

トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿直後の掃除は含まれるが、トイレの日常的な掃除は含まない。また使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の掃除ではないため含まない。

トイレまでの移動に関する介助は、他の移動行為とともに「2-2 移動」で評価する。トイレやポータブルトイレへの移乗に関する介助は、他の移乗行為とともに「2-1 移乗」で評価する。

失禁した場合の衣服の更衣に関する介助は、他の着脱行為とともに「2-10 上衣の着脱」「2-11 ズボン等の着脱」で評価する。

◆特記事項の例◆

介助なく行っているため、「1.介助されていない」を選択するが、床に尿が飛び散る量が多く、家族は気づいたときに1日1回程度トイレの床を拭いている。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

おむつや尿カテーテル等を使用しているも、自分で準備から後始末まで行っている場合は、「1.介助されていない」を選択する。

◆特記事項の例◆

尿カテーテルを使用しているが、自分で準備から後始末まで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。ただし、月に数日、体調が悪いときなどは、介護者である妻が後始末を行っている。

### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

人工透析を行っている等で、排尿が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。

◆特記事項の例◆

人工透析を行っており、排尿が全くないため、「1.介助されていない」を選択する。

### ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

独居。下着への尿失禁がある。本人は自分でトイレにいけると言うが、尿臭が強く、排尿行為に見守りや声かけが必要な状態と考え「2.見守り」を選択する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
人工透析で、排尿が全くない。	「4.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。 排尿自体が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。



2-6 排便	評価軸：②介助の方法
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介助されていない</li> <li>2. 見守り等</li> <li>3. 一部介助</li> <li>4. 全介助</li> </ol>

### (1) 調査項目の定義

「排便」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「排便」とは、「排便動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、排便器への排便）」「肛門の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便直後の掃除」「オムツ、リハビリパンツの交換」「ストーマ（人工肛門）袋の準備、交換、後始末」の一連の行為のことである。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. 介助されていない」

- ・「排便」の介助が行われていない場合をいう。

#### 「2. 見守り等」

- ・「排便」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要となる行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

#### 「3. 一部介助」

- ・「排便」一連の行為に部分的な介助が行われている場合をいう。

#### 「4. 全介助」

- ・調査対象者の「排便」の介助の全てが行われている場合をいう。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便直後の掃除は含まれるが、トイレの日常的な掃除は含まない。また使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の掃除ではないため含まない。

トイレまでの移動に関する介助は、他の移動行為とともに「2-2 移動」で評価する。トイレやポータブルトイレへの移乗に関する介助は、他の移乗行為とともに「2-1 移乗」で評価する。

失禁した場合の衣服の更衣に関する介助は、他の着脱行為とともに「2-10 上衣の着脱」「2-11 ズボン等の着脱」で評価する。

浣腸や摘便等の行為そのものは含まれないが、これらの行為に付随する排便の一連の行為は含む。

◆特記事項の例◆

トイレまでの移動は介助が行われているが、排便行為には介助が行われていないため、「1. 介助されていない」とする。

◆特記事項の例◆

排便行為は、週1回、看護師が摘便を行う。ズボンの上げ下げ、肛門の清拭に介助が行われているため、「4. 全介助」を選択する。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

通常は、トイレへの移動以外は介助なしに行っている。下剤を数日毎に服用。下剤服用後はポータブルトイレを使用。「ズボンの上げ下げ」の介助が行われている。頻度から勘案し「1. 介助されていない」を選択する。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

◆特記事項の例◆

人工肛門（ストーマ）を使用しているが、自分でストーマ袋の準備、交換、後始末まで行っているため、「1. 介助されていない」を選択する。

### ③ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

独居。調査時にズボンに便が付いていた事を確認したため、ズボンの上げ下げの介助を必要と考え「2. 一部介助」を選択する

## ④ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、能力的には自立しているが、時間がかかるので職員が全ての介助を行っているため、「4. 全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
人工肛門で、ストーマ袋の準備、片付けは介護者がしているが、ストーマ袋の交換は自分でできる。	「1.介助されていない」	「3.一部介助」を選択する。 人工肛門（ストーマ）の場合、ストーマ袋の準備、ストーマ袋の交換、片付けも含まれる。

**第2群****2-7 口腔清潔（介助の方法）****2-7  
口腔清潔**

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「口腔清潔」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「口腔清潔」とは、歯磨き等の一連の行為のことで、「歯ブラシやうがい用の水を用意する」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯をはずす」「うがいをする」等のことである。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 介助されていない」**

- ・「口腔清潔」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 一部介助」**

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・見守り等が行われている場合も含まれる。
- ・歯磨き中の指示や見守り、磨き残しの確認が行われている場合を含む。
- ・義歯の出し入れはできるが、義歯を磨く動作は介助者が行っている場合も含む。

**「3. 全介助」**

- ・「口腔清潔」の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・本人が行った箇所を含めて、介護者がすべてやりなおす場合も含む。
- ・介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口をすすいで吐き出す行為だけができる場合は、「3.全介助」を選択する。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

洗面所への誘導、移動は含まない。

洗面所周辺の掃除等は含まない。

**① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合**

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合**

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

**◆特記事項の例◆**

自助具の歯ブラシと、持ち易いコップを使用し介助なしで行っているため、「1. 介助されていない」を選択する。

**③ 調査対象の行為自体が発生しない場合**

歯磨き粉を歯ブラシにつけない、口腔清浄剤を使用している等の場合も、「口腔清潔」に含む。義歯の場合は、義歯の清潔保持に係る行為で選択する。

**◆特記事項の例◆**

歯磨き粉を歯ブラシにつけて歯を磨くことはせず、口腔清浄剤を使用しているが、介助は全く行われていないため、「1.介助されていない」を選択する。

「口腔清潔」を行う習慣がない等の場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。ただし、明らかに介助が不足していると判断される場合、そのように判断できる具体的な事実と介助の必要性を特記事項に記載する。

**◆特記事項の例◆**

一週間以上に渡り歯磨きなどの口腔のケアが行われていないため「1.介助されていない」を選択するが、口腔内で歯ぐきが腫れ上がっていた。介助の必要性があると考えられる。

**④ 常時、介助を提供する者がいない場合**

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合**

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

本人は時間をかければ介助なしで可能と考えられるが、介護者が常に全ての介助を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、自力で「口腔清潔」を行うことは可能だと思われるが、施設での介護業務の関係から、義歯の着脱と洗浄等の介助が行われているため、「3. 全介助」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
本人の以前からの生活習慣で、歯磨き等の「口腔清潔」を全く行っていない。	「3.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。 「口腔清潔」を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。ただし、明らかに介助が不足していると判断される場合、そのように判断できる具体的な事実と介助の必要性を特記事項に記載する。
介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口を漱ぎ吐き出す行為だけができる。	「2.一部介助」	「3.全介助」を選択。 介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口を漱ぎ吐き出す行為だけができる場合は、「3.全介助」を選択する。

2-8 洗顔	評価軸：②介助の方法
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介助されていない</li> <li>2. 一部介助</li> <li>3. 全介助</li> </ol>

### (1) 調査項目の定義

「洗顔」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「洗顔」とは、洗顔の一連の行為のことで、一連の行為とは、「タオルの準備」「蛇口をひねる」「顔を洗う」「タオルで拭く」「衣服の濡れの確認」等の行為をいう。また、「蒸しタオルで顔を拭く」ことも含む。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. 介助されていない」

- ・「洗顔」の介助が行われていない場合をいう。

#### 「2. 一部介助」

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・見守り等が行われている場合も含まれる。
- ・洗顔中の見守り等、衣服が濡れていないかの確認等が行われている場合を含む。
- ・蒸しタオルで顔を拭くことはできるが、蒸しタオルを準備してもらうなどの介助が発生している場合を含む。

#### 「3. 全介助」

- ・「洗顔」の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・介護者が本人の行った箇所を含めてすべてやりなおす場合も含む。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

洗面所への誘導、移動は含まない。

洗面所周辺の掃除等は含まない。

**① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合**

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合**

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

**◆特記事項の例◆**

手指の麻痺等があり、自助具のタオル(洗い用と拭き用)を使用して、介助なしで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。

**③ 調査対象の行為自体が発生しない場合**

「洗顔」を行う習慣がない等の場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。ただし、明らかに介助が不足している場合、そのように判断される具体的な事実を特記事項に記載する。

**◆特記事項の例◆**

一週間以上に渡り洗顔の介助が行われていないため「1.介助されていない」を選択するが、大量の目脂を認め、不潔な状態である。介助の必要性があると考えられる。

**④ 常時、介助を提供する者がいない場合**

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合**

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

本人は時間をかければ介助なしで可能と考えられるが、介護者が常に全ての介助を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**◆特記事項の例◆**

蒸しタオルで顔を拭く等「洗顔」の介助が介護職員によって行われるため、「3.全介助」を選択する。



## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
本人の以前からの生活習慣で、「洗顔」を全く行っていない。	「3.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。 「洗顔」を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。ただし、明らかに介助が不足している場合、その旨を特記事項に記載する。
自力で蒸しタオルで顔を拭くことはできると思えるが、十分な清潔保持のため等の理由から、蒸しタオルで顔を拭く等「洗顔」の介助が介護職員によって行われている。	「2.一部介助」	「3.全介助」を選択する。 自力で蒸しタオルで顔を拭くことはできると思えても、実際には、十分な清潔保持のため等の理由から、蒸しタオルで顔を拭く等「洗顔」の介助が介護職員によって行われている場合には、「3.全介助」を選択する。

**第2群****2-9 整髪（介助の方法）****2-9  
整髪**

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「整髪」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「整髪」とは、「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の「整髪」の一連の行為のことである。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 介助されていない」**

- ・「整髪」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 一部介助」**

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・見守り等が行われている場合も含まれる。

**「3. 全介助」**

- ・「整髪」の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・本人が行った箇所を含めて介護者がすべてやりなおす場合も含む。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

洗面所等鏡がある場所への誘導、移動は含まない。  
洗面所周辺の掃除等は含まない。

**① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合**

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

## ◆特記事項の例◆

一般の「整髪」の道具では自力で行うことはできないが、とかしやすい整髪ブラシの自助具を使用しており、自力で介助なしで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。

## ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

頭髪がない場合、または、短髪で整髪のない場合は、介助自体が発生していないため、能力の有無に関わらず「1.介助されていない」を選択する。

## ◆特記事項の例◆

頭髪がなく、「整髪」を全く行っていないため、「1.介助されていない」を選択する。

## ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

本人は時間をかければ介助なしで可能と考えられるが、介護者が常に全ての介助を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、自力で「整髪」を行うことは可能だと思えるが、施設での介護業務の関係から、「整髪」の介助が行われているため、「3.全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
頭髪がなく、「整髪」を全く行っていない。	「3.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。 「整髪」を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。

2-10  
上衣の着脱

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

## (1) 調査項目の定義

「上衣の着脱」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。  
ここでいう「上衣の着脱」とは、普段使用している上衣等の着脱のことである。

## (2) 選択肢の選択基準

## 「1. 介助されていない」

- ・「上衣の着脱」の介助が行われていない場合をいう。

## 「2. 見守り等」

- ・「上衣の着脱」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

## 「3. 一部介助」

- ・「上衣の着脱」の際に介助が行われている場合であって、「見守り等」、「全介助」のいずれにも含まれない場合をいう。

## 「4. 全介助」

- ・「上衣の着脱」の一連の行為すべてに介助が行われている場合をいう。

## (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。  
着脱の際に腕、首、体幹等を動かす等の協力動作を行うかどうかは問わない。  
季節にあった服の選択の適切性を問わず、実際に行われている介助の方法で選択する。

## ◆特記事項の例◆

介護者が上着を構えると自ら袖に腕を通すので「3.一部介助」を選択する。

## ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

## ◆特記事項の例◆

普通の上衣の着脱を自力で行うことはできないが、着脱しやすい上衣を使用しており、自力で介助なしで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。

## ③ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ④ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、自力で「上着の着脱」を行うことは可能だと思えるが、「身だしなみ」（整容）の介助として、着替え後の着衣の乱れを整えるという「上着の着脱」の介助が介護職員によって行われているため、「3.一部介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
「上衣の着脱」は、自力で介助なしで行っているが、季節や気候に合わない着衣を着るため、衣服を用意して手渡している。	「3.一部介助」	「1.介助されていない」を選択する。 「上着の着脱」については、時候にあった服装を選択できるかどうかを選択するものではなく、現在の状況で衣服着脱の行為を行っているかどうかで選択する。なお衣服の手渡しは一連の行為に含まれない。
「上衣の着脱」は、自力で介助なしで行っているが、着る順番が分からないので、一枚ずつ声かけしながら衣服を用意して手渡している。	「3.一部介助」	「2.見守り等」を選択する。 声かけを行っているので、「2.見守り等」を選択する。なお、衣服の手渡しは一連の行為に含まれない。

2-11  
ズボン等の着脱

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

## (1) 調査項目の定義

「ズボン等の着脱」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。  
ここでいう「ズボン等の着脱」とは、普段使用しているズボン、パンツ等の着脱のことである。

## (2) 選択肢の選択基準

## 「1. 介助されていない」

- ・「ズボン等の着脱」の介助が行われていない場合をいう。

## 「2. 見守り等」

- ・「ズボン等の着脱」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

## 「3. 一部介助」

- ・「ズボン等の着脱」の際に介助が行われている場合であって、「見守り等」、「全介助」のいずれにも含まれない場合をいう。

## 「4. 全介助」

- ・「ズボン等の着脱」の一連の行為すべてに介助が行われている場合をいう。

## (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。  
着脱の際に脚、体幹等を動かす等の協力動作を行うかどうかは問わない。  
季節にあった服の選択の適切性を問わず、実際に行われている介助の方法で選択する。

## ◆特記事項の例◆

介護者がズボンを構えると自ら脚を通すが、引き上げとボタンを留める動作は介助を行っている。「3.一部介助」を選択する。

## ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

## ◆特記事項の例◆

着脱しやすいズボンを使用しており、自力で介助なしで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。

## ③ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ④ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、自力でズボンの着脱を行うことは可能だが、着替え後の着衣の乱れを整える介助が介護職員によって行われているため、「3.一部介助」を選択する。



## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
衣服を用意して手渡してもらった後は、ズボン等の着脱は、自力で介助なしで行っている。	「3.一部介助」	「1.介助されていない」を選択する。 衣服の着脱の行為について選択する。なお衣服の手渡しは一連の行為に含まれない。
ズボンの着脱は、自力で介助なしで行っているが、着る順番が分からないので、一枚ずつ声かけしながら衣服を用意して手渡している。	「3.一部介助」	「2.見守り等」を選択する。 声かけを行っているので、「2.見守り等」を選択する。なお衣服の手渡しは一連の行為に含まれない。

第 2 群	2-12 外出頻度（有無）
-------	---------------

2-12 外出頻度	評価軸：③有無
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 週 1 回以上</li> <li>2. 月 1 回以上</li> <li>3. 月 1 回未満</li> </ol>

**(1) 調査項目の定義**

「外出頻度」を評価する項目である。  
 ここでいう「外出頻度」とは、1 回概ね 30 分以上の外出の頻度を評価する。  
 一定期間（調査日より概ね過去 3 か月）の状況において、外出の頻度で選択する。

**(2) 選択肢の選択基準**

「1. 週 1 回以上」
・週 1 回以上、外出している場合をいう。

「2. 月 1 回以上」
・月 1 回から 3 回、外出している場合をいう。

「3. 月 1 回未満」
・月 1 回未満の頻度で外出している場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

外出の目的や、同行者の有無、目的地等は問わない。

◆特記事項の例◆  
 自宅の庭で 30 分以上、花の手入れをすることが週 1 回ある。「1.週 1 回以上」を選択する。

第3群	認知機能
-----	------

第3群	認知機能
-----	------

「第3群 認知機能」は、意思の伝達等の意思疎通や、短期記憶、また場所の理解、徘徊等の認知機能に関して調査を行う項目の群（グループ）である。

この群の評価軸は、「徘徊」、「外出して戻れない」を除き、すべて能力による評価となる。

		評価軸			調査内容				
		①能力	②介助	③有無	①ADL・起居動作	②認知	③行動	④社会生活	⑤医療
認知機能	「3-1 意思の伝達」	○				○			
	「3-2 毎日の日課を理解」	○				○			
	「3-3 生年月日をいう」	○				○			
	「3-4 短期記憶」	○				○			
	「3-5 自分の名前をいう」	○				○			
	「3-6 今の季節を理解」	○				○			
	「3-7 場所の理解」	○				○			
	「3-8 徘徊」			○		○			
	「3-9 外出して戻れない」			○		○			

3-1  
意思の伝達

評価軸：①能力

1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる
2. ときどき伝達できる
3. ほとんど伝達できない
4. できない

## (1) 調査項目の定義

「意思の伝達」の能力を評価する項目である。

ここでいう「意思の伝達」とは、調査対象者が意思を伝達できるかどうかの能力である。

## (2) 選択肢の選択基準

## 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」

- ・手段を問わず、常時、誰にでも「意思の伝達」ができる状況をいう。

## 「2. ときどき伝達できる」

- ・通常は、調査対象者が家族等の介護者に対して「意思の伝達」ができるが、その内容や状況等によってはできる時と、できない時がある場合をいう。

## 「3. ほとんど伝達できない」

- ・通常は、調査対象者が家族等の介護者に対しても「意思の伝達」ができないが、ある事柄や特定の人（例えば認定調査員）に対してであれば、まれに「意思の伝達」ができる場合をいう。
- ・認知症等があり、「痛い」「腹が減った」「何か食べたい」等、限定された内容のみ「意思の伝達」ができる場合は、「3.ほとんど伝達できない」を選択する。

## 「4. できない」

- ・重度の認知症や意識障害等によって、「意思の伝達」が全くできない、あるいは、「意思の伝達」ができるかどうか判断できない場合をいう。

## (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

「意思の伝達」については、その手段を問わず、調査対象者が意思を伝達できるかどうかを評価する。

失語症が原因で会話が成立しなくとも、本人の意思が伝達できる場合は、それが会話によるものか、身振り等によるものかは問わない。伝達する意思の内容の合理性は問わない。

伝達手段について特記することがある場合は、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

本人が自発的に伝達しなくても、問いかけに対して意思を伝えることができる場合は、その状況を評価する。

なお、「意思の伝達」は能力を問う項目であるが、申請者の日常的な状態を把握するための項目であることから、他の能力を問う項目とは異なり、調査日の状況と調査対象者及び介護者等から聞き取りした日頃の状況が異なる場合は、日頃の状況を反映する選択肢を選択し、調査日の状況と日頃の状況の両者を特記事項に記載する。

◆特記事項の例◆

失語症で、手指機能の低下により文字で書くこともできないが、身振りから、「意思の伝達」ができていると確認できたため、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
重度の認知症があり、「痛い」「腹が減った」「何か食べたい」等、限定された内容のみ「意思の伝達」ができる。	「2.ときどき伝達できる」	「3.ほとんど伝達できない」を選択する。認知症等があり、「痛い」「腹が減った」「何か食べたい」等、限定された内容のみ「意思の伝達」ができる場合は、「3.ほとんど伝達できない」を選択する。

3-2 毎日の 日課を理解	評価軸：①能力
	1. できる 2. できない

### (1) 調査項目の定義

「毎日の日課を理解する」能力を評価する項目である。

ここでいう「毎日の日課を理解」とは、起床、就寝、食事等のおおまかな内容について、理解していることである。厳密な時間、曜日ごとのスケジュール等の複雑な内容まで理解している必要はない。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. できる」

- ・質問されたことについて、ほぼ正確な回答ができる場合をいう。

#### 「2. できない」

- ・質問されたことについて正しく回答できない、あるいは、まったく回答できない場合をいう。回答の正誤が確認できない場合も含まれる。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

起床や就寝、食事の時間等を質問して選択してもよい。

#### ◆特記事項の例◆

調査当日の予定を答えることができたため、「1.できる」を選択する。

なお、調査当日の状況と調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査日当日の状況で選択する。その場合、調査当日の状況と日頃の状況との違い、選択した根拠等について、具体的な内容を特記事項に記載する。

### (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
週の何曜日にデイサービスがあるかは答えられなかったが、毎日の起床、就寝、食事等のおおまかな内容については答えることができた。	「2.できない」	「1.できる」を選択する。 起床、就寝、食事等のおおまかな内容について、理解しているかを評価する項目であり、厳密な時間、曜日ごとのスケジュール等の複雑な内容まで理解している必要はない。

## 第3群

### 3-3 生年月日や年齢を言う（能力）

3-3 生年月日や 年齢を言う	評価軸：①能力
	1. できる 2. できない

#### (1) 調査項目の定義

「生年月日や年齢を言う」能力を評価する項目である。

ここでいう「生年月日や年齢を言う」とは、生年月日か年齢かのいずれか一方を答えることができることである。

#### (2) 選択肢の選択基準

##### 「1. できる」

- ・質問されたことについて、ほぼ正確な回答ができる場合をいう。

##### 「2. できない」

- ・質問されたことについて正しく回答できない、あるいは、まったく回答できない場合をいう。回答の正誤が確認できない場合も含まれる。

#### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

実際の生年月日と数日間のずれであれば、「1.できる」を選択する。

また、年齢は、2歳までの誤差で答えることができれば、「1.できる」を選択する。

##### ◆特記事項の例◆

生年月日は回答できず、干支と月だけは答えることができたが、年齢や生年月日が答えられなかったため、「2.できない」を選択する。

なお、調査当日の状況と調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査日当日の状況で選択する。その場合、調査当日の状況と日頃の状況との違い、選択した根拠等について、具体的な内容を特記事項に記載する。

#### (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
生年月日は答えられず、数えの年齢しか答えられなかった。	「2.できない」	「1.できる」を選択する。 生年月日か年齢かのいずれか一方を答えることができれば、「1.できる」を選択する。 また、満年齢や数えの年齢であっても、答えることができれば、「1.できる」を選択する。

3-4 短期記憶 (面接調査の直前に何をしていたか思い出す)	評価軸 : ①能力
	1. できる 2. できない

### (1) 調査項目の定義

「短期記憶」(面接調査の直前に何をしていたか思い出す)能力を評価する項目である。

ここでいう「短期記憶」とは、面接調査日の調査直前にしていたことについて、把握しているかどうかのことである。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. できる」

- ・質問されたことについて、ほぼ正確な回答ができる場合をいう。

#### 「2. できない」

- ・質問されたことについて正しく回答できない、あるいは、まったく回答できない場合をいう。回答の正誤が確認できない場合も含まれる。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

ここでいう「面接調査の直前に何をしていたか思い出す」こととは、「短期記憶」であり、面接調査直前または当日行ったことについて具体的に答えることができれば、「1.できる」を選択する。

上記の質問で確認が難しい場合は、「ペン」、「時計」、「視力確認表(調査対象者に対しては、紙または、手の絵などの平易な言い方をする)」を見せて、何があるか復唱をさせ、これから3つの物を見えないところにしまい、何がなくなったかを問うので覚えて置くように指示する。5分以上してからこれらの物のうち2つを提示し、提示されていないものについて答えられたかで選択する。

視覚的に把握できない場合は、3つの物を口頭で説明する等、調査対象者に質問の内容が伝わるように工夫する。

#### ◆特記事項の例◆

調査当日の昼食で何を食べたかまで答えることができたため、「1.できる」を選択する。しかし、家族の話では、日頃は物忘れがひどく、直前のことも覚えていないことがあるとのこと。

なお、調査当日の状況と調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査日当日の状況で選択する。その場合、調査当日の状況と日頃の状況との違い、選択した根拠等について、具体的な内容を特記事項に記載する。



## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
調査当日の昼食で何を食べたかまで答えることができたが、家族の話では、日頃は物忘れがひどく、直前のことも覚えていないことがあるとのこと。	「2.できない」	「1.できる」を選択する。 面接調査の直前または当日行ったことであって、答えることができれば、「1.できる」を選択する。

3-5 自分の名前 を言う	評価軸：①能力
	1. できる 2. できない

### (1) 調査項目の定義

「自分の名前をいう」能力を評価する項目である。  
ここでいう「自分の名前をいう」とは、自分の姓もしくは名前のどちらかを答えることである。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. できる」

・質問されたことについて、ほぼ正確な回答ができる場合をいう。

#### 「2. できない」

・質問されたことについて正しく回答できない、あるいは、まったく回答できない場合をいう。  
回答の正誤が確認できない場合も含まれる。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

旧姓でも、「自分の名前をいう」ことができれば、「1.できる」を選択する。

#### ◆特記事項の例◆

失語症で、手指機能の低下により文字で書くこともできないが、うなずく等の身振りから、自分の名前であるということを実に理解していると確認できたため、「1.できる」を選択する。

なお、調査当日の状況と調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査日当日の状況で選択する。その場合、調査当日の状況と日頃の状況との違い、選択した根拠等について、具体的な内容を特記事項に記載する。

### (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
名字だけしか答えられず、その名字は旧姓だった。	「2.できない」	「1.できる」を選択する。 旧姓でも、「自分の名前を答える」ことができれば、「1.できる」を選択する。